



様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 8日

函館市長 様

提出者

住 所 函館市末広町5番14号

氏 名 函館市公営企業管理者

企業局長 手塚 祐一

電話番号 0138-52-6520

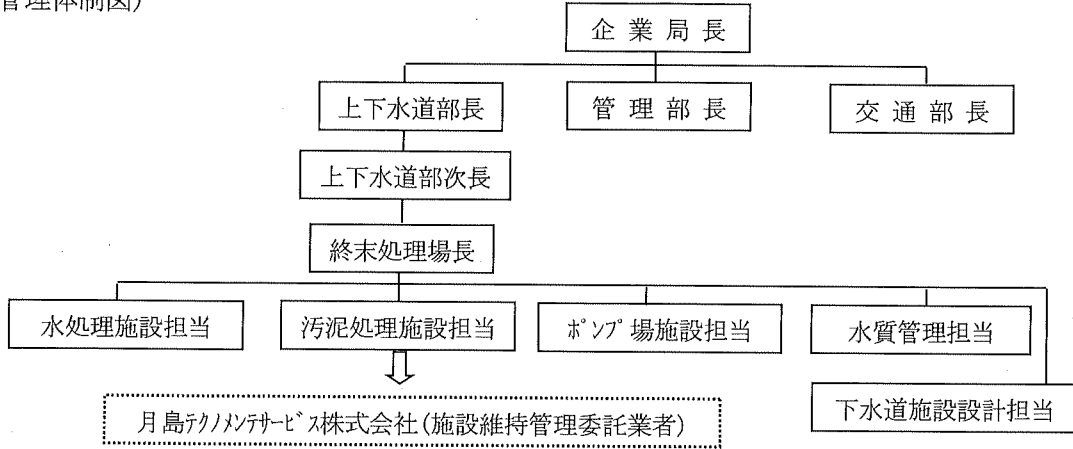
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	南部下水終末処理場 汚泥処理施設
事業場の所在地	函館市日乃出町26番8号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	水道業
②事業の規模	濃縮汚泥発生量：100,548m ³ (令和4年度実績)
③従業員数	13名(委託職員 13名)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (令和4年度) 実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック
	排出量	2,266.13 t	3.510 t	1.365 t
	(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック
	排出量	2,266 t	3.6 t	1.4 t
	(今後実施する予定の取組) —			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
①現状	【前年度（ 一年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
①現状	【前年度（ 一年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t	— t
(これまでに実施した取組) —				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t	— t
(今後実施する予定の取組) —				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 一年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック
	全処理委託量	2,266.13 t	3.510 t	1.365 t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	1,564.78 t	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 乾燥ケーキは、平成13年2月から、それまでの埋立処分のみからセメント原料としての再生利用を実施している。また、平成31年4月からは、セメント工場受け入れ停止時に乾燥ケーキを一部肥料化して再生利用を実施している。 再生利用は乾燥ケーキ排出量の約91%(令和4年度実績)である。			

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック
	全処理委託量	2,266 t	3.6 t	1.4 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	1,565 t	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

1 廃棄物の発生状況

- (1) 汚水処理施設から圧送された汚泥の処理（濃縮→消化→脱水→乾燥，状況によって濃縮→消化→脱水）により乾燥汚泥，脱水汚泥発生（廃棄物①）
- (2) 汚泥処理施設の槽内および配管等の清掃時に汚泥発生（廃棄物②）
- (3) 汚泥処理施設の脱硫装置の脱硫剤の交換時に使用済脱硫剤（汚泥）発生（廃棄物③）
- (4) 汚泥処理施設の脱臭装置の活性炭の交換時に使用済活性炭（汚泥）発生（廃棄物④）
- (5) 汚泥処理施設の機器類の潤滑油の交換時に廃油発生（廃棄物⑤）
- (6) 汚泥処理施設の設備運転に必要な薬品（高分子凝集剤，ボイラ清缶剤等）の使用時に空容器（プラスチック）発生（廃棄物⑥）

2 処分フロー

- (1) 廃棄物①→収集・運搬委託（函館環境衛生（株））→処分委託（太平洋セメント（株）セメント原料として再生利用）
- (2) 廃棄物①→収集・運搬委託（函館環境衛生（株））→処分委託（未来環境（株）肥料化して再生利用）※太平洋セメント（株）受け入れ不可の場合
- (3) 廃棄物①→収集・運搬委託（函館環境衛生（株））→処分委託（（株）西武建設運輸）※太平洋セメント（株）および未来環境（株）受け入れ不可の場合
- (4) 廃棄物①→収集・運搬委託（函館環境衛生（株））→埋立処分（北清えさし（株））※太平洋セメント（株），未来環境（株）および（株）西武建設運輸受け入れ不可の場合
- (5) 廃棄物②→収集・運搬および処分委託（函館環境衛生（株））
- (6) 廃棄物③→収集・運搬および処分委託（函館環境衛生（株））
- (7) 廃棄物④→収集・運搬および処分委託（函館環境衛生（株））
- (8) 廃棄物⑤→収集・運搬および処分委託（函館環境衛生（株）と（株）西武建設運輸のいずれか1社と令和5年7月頃に契約予定）
- (9) 廃棄物⑥→収集・運搬委託（協栄廃棄物処理（有））→処分委託（（株）サンアール）